

# 日本代協 ニュース

INDEPENDENT INSURANCE

AGENT OF JAPAN INC.

<発行者> 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 会長 岡部繁樹 東京都千代田区有楽町 1-12-1-321 TEL 03(3201)2745  
日本代協ホームページ(URL) <http://www.nihondaikyo.or.jp>

## 平成 28 年度 第 1 回理事会(5/13 開催) ～平成 28 年度 通常総会日程・付議事項審議～

日本代協理事会が 5 月 13 日(金)に開催され、下記事項につき報告・審議されました。概要は下記の通りです。理事会に先立ち、岡部会長より、次の内容の挨拶がありました。

- 平成 27 年度も、最後まで三冠王獲得に向け、熱い取り組みを展開いただき、ありがとうございました。思うような結果は出ませんでした、引き続きよろしくお願ひします。
- 熊本地震対応では、現地に近い陣内理事、泉相談役にいろいろとご対応いただき、ありがとうございます。井上会長はじめ、現地の代理店は、被災しながらも懸命にお客様対応を実践中であり、6/14 の会長懇談会の場で状況をご報告いただく予定です。義援金のご協力をおねがひします。
- 日本代協事務局より提供いただいた、今が旬の「お客様ご案内用帳票ひな型パック」が各代協の各会員まで届いていないことは大きな問題と考えます。会員あてにできる一番のサービスです。重要な情報の伝達、周知について今一度、各代協の実態・状況を確認ください。
- 今回は、現体制では最後の理事会となります。改めて熱心なご審議をよろしくお願ひします。

### 【主な報告事項】

#### 1. 目指せ三冠王

平成 27 年度の三冠王獲得状況について報告があり、共有されました。

- 昨年に続き、京都、奈良、山梨、長崎、熊本の 5 代協が連覇を達成した。各代協とも有言実行、決めたことをやり切った代協であり、改めて敬意を表する。

#### 2. 代協正会員実態調査の集約状況

代協正会員実態調査結果について報告がありました。

- 「基本情報」登録チャンネル  
専業 85.9% 内研修生 OB が 64.5%、自関連 5.3%、企業 4.2%・法人 87%、個人 13%
- 「経営形態」  
・「代表者年齢」は 40～60 代で 90% 近くを占め、20 代は 5 社のみ・「従業員数」: 1～5 名 64.8%、6～10 名 18.6%、101 名以上 20 社、平均 6.9 名(うち勤務型代理店等は 1.3 名)・専属 66.2% 乗合 33.8%・「生保取扱」: 取扱あり 89.3%(1 社専属 65.0%、2 社が 16.5%、3 社が 5.9%、6

社以上 6.9%)・「創業と合併・分離」: 創業 100 年以上 5 店(金融自由化以降の 2001-2010 年が 1,341 店と最も多い)・合併経験あり 39.2%・分離経験あり 13.9%(2011-2015 年に 303 社と増加)・「2 年連続増収」44.3% の一方で連続減収も 9.9% ある。

### 3. 改正保険業法関連情報

5/29 施行される改正保険業法への対応に関して、日本代協事務局作成の資料に関する説明、報告があり、共有されました。

#### □「適正な保険募集管理のための社内規則」専属代理店モデル及び同乗合代理店モデルならびに比較推奨販売の方針の定め方

- ・PDCA の P に当たるもので、募集人数が 20 名程度までの規模をイメージして作成した。5 名以下の規模であれば、ここまでのものは必要ないかもしれない。
- ・型にとらわれず加工しやすいため、直接面識のない会員からも質問が入る、また保険会社から利用させてほしいなど、反響が大きい。
- ・一方で、本情報を知らないという問い合わせがあるため、各代協における重要情報の周知、伝達について改めて、個別具体的に確認いただきたい。

#### □「お客さまご案内用帳票ひな形パック」のご提供

主に新規契約のお客さまへの案内を想定した下記 8 種類の帳票のひな形集として作成した。保険会社では作成しておらず、より高いレベルでお客さま対応していくためのパックである。

各代協における本ひな形パックの案内状況に関しても改めて個別確認をお願いする。

1. 会社案内(〇〇保険プランニングのご案内: 会社概要・信条・企業理念)
2. お客さまへのお知らせ(保険商品の勧誘方針)
3. 個人情報の取扱いに関する当社の方針(プライバシーポリシー)
4. 保険契約の基本的な流れのご説明
5. 保険商品のご提案にあたってのご案内(取扱保険会社・募集人の権限・個人情報の利用目的・保険商品選択にあたっての当社の推奨方針)
6. 保険募集上の禁止行為の定め
7. ご契約時の最終確認書<お客さまの理解促進ならびに募集人の擁護のため>
8. 保険に関する裁判外紛争解決機関等のご案内

【理事会席上配布資料】「お客さまご案内用帳票ひな形パック」・代理店の体制整備で求められる「社内規則の制定(PDCAのP)支援ツール」・体制整備の豆知識(8)(9)

### 【主な決議事項】

#### 1. 平成 28 年 6 月開催の平成 28 年度通常総会 日程・運営・付議事項等の審議

審議採決の結果、全会一致で下記の内容が承認されました。

開催日 平成 28 年 6 月 14 日(火)  
会 場 損保会館大会議室(東京都千代田区神田淡路町)  
日 程 10:00～10:50 通常総会  
11:10～11:40 ご挨拶  
(金融庁保険課長 井上 俊剛様)  
12:50～13:30 理事会  
13:45～14:45 政連臨時代議員会  
15:00～17:20 全国会長懇談会  
17:30～19:00 懇談会(有志・立食予定)

#### ≪平成 28 年度通常総会付議事項≫

第 1 号議案 平成 27 年度(第 52 期)事業報告案承認の件  
第 2 号議案 平成 27 年度(第 52 期)貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録承認の件  
第 3 号議案 全役員任期満了に伴う役員選任の件 ほか

#### 2. 各委員会委員の選出

・ブロック推薦(企画環境、教育、組織、CSR)ならびに理事会推薦(広報、ビジョン、機関紙編集室)の各委員について、ビジョン委員 1 名の提案修正を行い、承認された。  
(下記P. 3に掲載の通り。敬称略)

#### “日本代協新プラン”関連情報

##### ■エース社がChubb損害保険株式会社に社名変更予定

代協正会員を対象とした代理店賠償“日本代協新プラン”は万一の場合に備える「代理店経営のプロテクター」として必須の備えとなっております。10 月 1 日が満期となります。現在、次年度の補償内容、保険料等据え置き予定ですが、エース社の社名変更のみがご留意いただきたい点です。

#### ≪熊本地方地震対応≫

##### 代協会員のための『義援金』のお願い

熊本地方を中心として起こった震災により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

熊本県代協会員の方々においても、事務所や自宅などに大きな被害が発生している状況です。自らが、ご家族が、社員の方が被災され、車に寝泊まりされながらも契約者のために必死に努力されておられる代協会員のために、義援金をお願いしております。

各代協の善意を日本代協で一括取り纏め、熊本県代協を中心に、被災会員が所属する代協にお届けしたいと思います。ご協力をお願いいたします。

義援金受付の第一次締切を 6 月 13 日(月)といたします。

5 月～6 月に各代協では総会・懇親会等が順次開催されると思いますが、会員の皆さまへの呼びかけをお願いいたします。なお、でき得る限り、代協単位でとりまとめの上、下記の口座へお振込みください。

- ◆ 銀行：みずほ銀行 銀座支店 (035)
- ◆ 口座：2791113
- ◆ 名義：日本代協義援金受付口  
(ニホンダイキョウギエンキンウケツケチ)

#### ～28 年 4/1 施行～ 「障害者差別解消法」が施行されました

国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)が制定され、平成 28 年 4 月 1 日から施行されました。すべての事業者が対応指針の対象となります。

＝以下の2点が法律の趣旨です＝

#### ≪不当な差別的取扱いの禁止 と 合理的配慮の提供≫

＜この法律における用語の定義＞

##### (1) 障害者

「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。

##### (2) 事業者

対象となる事業者は、商業その他の事業を行う者。目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者である。

##### (3) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

##### (4) 合理的配慮の基本的な考え方

「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整において必要とされるものである。

(以上、内閣府作成HPより引用)

◇ 各委員会委員

ブロック推薦

ブロック	企画環境委員会		教育委員会		組織委員会		CSR委員会	
	代協	氏名	代協	氏名	代協	氏名	代協	氏名
北海道	北海道	濱中 公也	北海道	酒井 正衛	北海道	細川 直美	北海道	坂本 信一
北東北	秋 田	小林 周平	青 森	小野 真琴	岩 手	千葉 伸光	秋 田	平川 光雄
南東北	やまがた	大川 淳	やまがた	高石 一夫	福 島	白木 幹根	宮 城	阿部 秀士
上信越	長 野	杉村 浩平	群 馬	飯塚 英之	新 潟	山崎 忠一	新 潟	佐藤 達次
東関東	茨 城	橋本 輝男	千 葉	小口 泰伸	埼 玉	岩瀬 晃司	栃 木	岡本 登
南関東	神奈川	橋本 大輔	神奈川	丹野 瑞穂	山 梨	小俣 藤夫	山 梨	矢島 吉朗
東 京	東 京	井上 泰弘	東 京	岩瀬 憲昭	東 京	内山 清	東 京	廣瀬 城児
東 海	岐 阜	小栗 孝一	三 重	石川 英幸	静 岡	松原 祐介	愛 知	佐藤 則康
北 陸	福 井	佐竹 武夫	富 山	砂川 武司	富 山	宮林 孝夫	石 川	田端 悟
近 畿	京 都	柴田 勝功	奈 良	藤井 高德	京 都	廣田 雅彦	滋 賀	山口 裕貴
阪 神	兵 庫	先小山 剛	大 阪	嶋 康仁	大 阪	辻本 壽雄	和歌山	松村 俊行
東中国	岡 山	福田 憲児	島 根	藤原 昌之	岡 山	歳森 宏	島 根	阿部 義信
西中国	山 口	宮下 香津恵	広 島	川向 満典	広 島	井手 秀樹	山 口	森脇 龍也
四 国	香 川	安富 良	高 知	安岡 匠	徳 島	三好 亘	愛 媛	高木 祥年
九州北	佐 賀	行武 秀晃	福 岡	坪口 教英	長 崎	辻森 陽介	大 分	町田 直子
九州南	鹿児島	脇 義信	熊 本	坂井 一也	宮 崎	石田 喜克	沖 縄	下地 正樹

理事会推薦

広報委員会		ビジョン委員会		機関紙編集室	
北海道・南北東北	館洞 直人	北海道	寺田 賢	神奈川	松浦真太郎
上信越・関東	杠葉 祐樹	神奈川	三ヶ尻明広	千 葉	武内 慶一
東 京	小池 克弘	東 京	安田 一也	埼 玉	山崎 将史
東海・北陸	徳永 徹	福 井	河野 渡		
近畿・阪神	西山 裕次	京 都	小橋 信彦		
中国・四国	横田 好雄	高 知	中村 真宏		
九 州	吉岡 勝美	福 岡	大塚 昭彦		